

令和3年第3回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第18号から日程第23 議案第61号まで	4
・報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
・報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について)	
・報告第20号 専決処分した事項の報告 (和解内容の決定について)	
・報告第21号 令和2年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・報告第22号 令和2年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	
・報告第23号 令和3年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び 評価報告書について	
・議案第48号 令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第49号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	
・議案第50号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	

ついて

- ・議案第51号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第52号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第53号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第54号 令和2年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第55号 中泊町個人情報保護条例の一部改正について
- ・議案第56号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- ・議案第57号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・議案第58号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号について
- ・議案第59号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について
- ・議案第60号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
- ・議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第24 決算特別委員会の設置	10
散会の宣告	11

第2号 (9月7日)

議事日程	13
出席議員	13
欠席議員	13
出席説明員	13
職務のため出席した事務局職員	14
開議の宣告	15
日程第1 一般質問	15

6 番 荒関富雄議員	1 5
4 番 秋元 隆議員	2 3
5 番 塚本悦子議員	2 7
3 番 成田直人議員	3 2
2 番 今 博子議員	3 7
散会の宣告	4 1

第 3 号 (9月10日)

議事日程	4 3
出席議員	4 4
欠席議員	4 4
出席説明員	4 4
職務のため出席した事務局職員	4 5
開議の宣告	4 6
日程第1 報告第18号	4 6
・報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
日程第2 報告第19号	4 8
・報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について)	
日程第3 議案第48号から日程第9 議案第54号	4 9
・議案第48号 令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第49号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第50号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第51号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第52号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認	

定について

- ・議案第53号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

- ・議案第54号 令和2年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定
について

日程第10 議案第55号……………53

- ・議案第55号 中泊町個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第56号……………54

- ・議案第56号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について

日程第12 議案第57号……………55

- ・議案第57号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

日程第13 議案第58号……………56

- ・議案第58号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号について

日程第14 議案第59号……………63

- ・議案第59号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号につい
て

日程第15 議案第60号……………65

- ・議案第60号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号につい
て

発言の訂正……………67

日程第16 議案第61号……………67

- ・議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第17 発議第5号……………68

- ・発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求
める意見書

日程第18 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について……………69

閉会の宣告……………69

署名……………71

第3回中泊町議会定例会

令和 3年 9月 3日（金曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（中泊町税条例等の一部改正について）
- 5 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について）
- 6 報告第20号 専決処分した事項の報告
（和解内容の決定について）
- 7 報告第21号 令和2年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 8 報告第22号 令和2年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 9 報告第23号 令和3年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 10 議案第48号 令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 11 議案第49号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 議案第50号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 議案第51号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 議案第52号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 議案第53号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 6 議案第 5 4 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 1 7 議案第 5 5 号 中泊町個人情報保護条例の一部改正について
- 1 8 議案第 5 6 号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- 1 9 議案第 5 7 号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 0 議案第 5 8 号 令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- 2 1 議案第 5 9 号 令和 3 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 2 2 議案第 6 0 号 令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 3 議案第 6 1 号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 2 4 決算特別委員会の設置

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 2 番 今 博 子 君 | 3 番 成 田 直 人 君 |
| 4 番 秋 元 隆 君 | 5 番 塚 本 悦 子 君 |
| 6 番 荒 関 富 雄 君 | 7 番 秋 田 博 君 |
| 8 番 長 利 司 君 | 9 番 青 山 雅 晴 君 |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 川 山 光 則 君 | |

○欠席議員（2名）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 番 田 中 洋 君 | 1 0 番 沖 崎 勲 君 |
|-------------|---------------|

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 外 崎 良 造 君 |
| 総 務 課 長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 財 政 課 長 | 山 中 哲 哉 君 |

総合戦略課長	三上晃瑠君
税務課長	太田光平君
町民課長	三上康栄君
福祉課長	下山貴子君
環境整備課長	藤本雅久君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	藤田康久君
教育次長	葛西成芳君
教育課長	長利香代子君
会計課長	藤田順悦君
上下水道課長	鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮越裕子君
総務課係 行政情報	木村将師君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、令和3年第3回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により9番、青山雅晴議員及び2番、今博子議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月10日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から9月10日までの8日間に決定しました。

◎日程第4 報告第18号から日程第23 議案第61号
まで

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第23、議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。本日、令和3年第3回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案等は、決算の認定や条例改正など合計20件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第48号から議案第54号までの令和2年度中泊町の一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定についてご説明申し上げます。

本町の財政は、歳入においては、依然として自主財源に乏しく、地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が続いております。

一方、歳出においては、社会保障経費の拡充、特に公共施設の大規模更新が集中し、一時的な急増が見込まれる中、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立が課題となっております。

こうした状況の中で、令和2年度の財政運営は、「第二次中泊町長期総合計画」を柱に、新たな町の将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、限られた財源を活用して、中泊町の未来を創造する新しいまちづくりの実行に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症対策に重点を置き対処して参ったところでございます。

議案第48号は、令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算総額104億5,991万4,000円に対し、決算額は、歳入総額98億6,428万3,591円、歳出総額96億3,634万4,033円、差引額2億2,793万9,558円となりました。継続費通次繰越額1,869万2,000円及び繰越明許費繰越額8,787万4,000円を除く実質収支額は1億2,137万3,558円となり、前年度と比較いたしますと31.4%の減額となっております。

議案第49号は、令和2年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額17億3,911万4,000円に対し、決算額は、歳入総額16億8,156万6,354円、歳出

総額 1 億 9, 239 万 2, 473 円、差引額 8, 917 万 3, 881 円となりました。実質収支額は、8, 917 万 3, 881 円となり、前年度と比較いたしますと 23.8% の減額となっております。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額 1 億 4, 773 万 3, 000 円に対し、決算額は、歳入総額 1 億 4, 369 万 2, 842 円、歳出総額 1 億 4, 369 万 1, 510 円、差引額 1, 332 円となりました。実質収支額は 1, 332 円となり、前年度と比較いたしますと 27.2% の増額となっております。

議案第 50 号は、令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 1 億 5, 886 万 6, 000 円に対し、決算額は、歳入総額 1 億 5, 410 万 4, 061 円、歳出総額 1 億 1, 966 万 7, 907 円、差引額 3, 443 万 6, 154 円となりました。実質収支額は 3, 443 万 6, 154 円となり、前年度と比較いたしますと 117.1% の増額となっております。

議案第 51 号は、令和 2 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 4, 128 万 7, 000 円に対し、決算額は、歳入総額 4, 146 万 9, 728 円、歳出総額 4, 094 万 4, 089 円、差引額 52 万 5, 639 円となりました。実質収支額は、52 万 5, 639 円となり、前年度と比較いたしますと 10.5% の増額となっております。

議案第 52 号は、令和 2 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額の 2, 689 万 2, 000 円に対し、決算額は、歳入総額 2, 694 万 5, 351 円、歳出総額 2, 658 万 1, 754 円、差引額 36 万 3, 597 円となりました。実質収支額は、36 万 3, 597 円となり、前年度と比較いたしますと 15.0% の増額となっております。

議案第 53 号は、令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 2 億 8, 400 万 3, 000 円に対し、決算額は、歳入総額 2 億 8, 531 万 2, 022 円、歳出総額 2 億 8, 172 万

7, 610円、差引額358万4, 412円となりました。実質収支額は、358万4, 412円となり、前年度と比較いたしますと1.9%の増額となっております。

議案第54号は、令和2年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額3億4, 021万1, 496円、支出額2億7, 488万4, 962円、差引額6, 532万6, 534円、資本的収支では、収入額0円、支出額1億9, 925万8, 119円、差引不足額1億9, 925万8, 119円となりました。支出の主なもの企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補てんしてございます。

報告第18号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第19号は、中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第19条及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の制定に伴い、条例の制定を要するため専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第20号は、和解内容の決定についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第21号は、令和2年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度における当町の健全化判断比率を報告するものであります。

報告第22号は、令和2年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比

率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度における当町の公営企業会計資金不足比率を報告するものであります。

報告第23号は、令和3年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価につきまして、令和2年度の実績により報告するものであります。

議案第55号は、中泊町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は、中泊町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化され、個人番号カードの再交付手数料に係る領収事務については同機構が市区町村長に委任することができるように改められたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第57号は、中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

厚生労働省令で定める基準に基づき学童保育支援員を2人以上配置することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第58号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも13億9,531万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億8,099万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、令和3年度分の総合福祉センター建設事業費、民生費に、尾別老人憩の家の改修事業費、衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、農林水産業費に、水田

麦・大豆生産体制強化事業費、商工費に、交流人口アップ緊急対策事業費及び暮らし活力増進事業費、教育費に、こどもり小中学校の備品購入費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、町債等について調整のうえ計上したほか、地方交付税につきましては、普通交付税交付額の確定により、繰越金については、前年度繰越額の確定により、それぞれ追加いたしております。

継続費補正では、総合福祉健康センター建設事業について変更いたしております。

地方債につきましては、臨時財政対策債の確定及び事業費の追加等に伴い、限度額を変更いたしております。

議案第59号は、令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも9,142万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億5,384万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金及び諸支出金に被保険者資格重複による返還金、令和2年度特別交付金確定に伴う返還金を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、県支出金を調整のうえ計上したほか、繰越金については、前年度繰越額の確定により計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも13万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,292万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医療廃棄物処理費及び睡眠時無呼吸検査装置借上料を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、診療収入を調整のうえ計上したほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、県支出金及び諸収入を追加いたしております。

議案第60号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2,819万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を18億5,143万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、介護給付費準備基金積立金、前年度の保険給付費等に係る国庫支出金過年度分返還金を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金などを計上したほか、令和2年度からの繰越額の確定により、前年度繰越金を追加いたしております。

議案第61号は、中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことから、同法第8条の規定に基づき、本計画について議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案いたしました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程第24 決算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第24、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第48号から議案第54号までの令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第54号までの令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会

を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時20分

第3回中泊町議会定例会

令和 3年 9月 7日 (火曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (12名)

2番	今 博 子 君	3番	成 田 直 人 君
4番	秋 元 隆 君	5番	塚 本 悦 子 君
6番	荒 関 富 雄 君	7番	秋 田 博 君
8番	長 利 司 君	9番	青 山 雅 晴 君
10番	沖 崎 勲 君	11番	野 上 憲 幸 君
12番	野 上 祐 一 君	13番	川 山 光 則 君

○欠席議員 (1名)

1番 田 中 洋 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君

小 泊 支 所 長
教 育 次 長
教 育 課 長
会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君
葛 西 成 芳 君
長 利 香 代 子 君
藤 田 順 悦 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 係
行 政 情 報

宮 越 裕 子 君
木 村 将 師 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の発言通告があった田中洋議員より欠席届が提出されました。中泊町議会会議規則第61条第4項により、通告は効力を失うこととなります。したがって、一般質問の発言順序につきましては、順次繰り上げることといたします。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） 通告書に従いまして、議長のお許しが出ましたので、一般質問を行いたいと思います。今回は3点ほど。

1番目に、福祉行政についてお伺いいたします。当町においても、いろいろ核家族化が進み、1人世帯が増えてまいりました。そして、孤独死と孤立の問題が顕在化しておりますので、実態の把握と対応策をお示しいただきたいと思います。

2点目は、交通安全対策についてお伺いいたします。小泊地区のコンビニやニコットへ買物に行く歩行者の安全対策についてであります。この問題は、小泊地区の懇談会でも要望があったと伺っておりますので、その後の取組状況、また対応策についてお示しいただければと思います。

3点目は、防災対策についてであります。小泊地区の水道水の現状報告をお願いしたいと。この訳は、夏場になりますと、近年異常気象というよりも、何か常態化してきたような感じなのですけれども、節水の呼びかけが多くなっているように伺っておりますので、現状はどのような状態なのか、まずお伺いしたいと思います。

あと、同じ防災対策についてでありますけれども、下前地区の雪の対策であります。これは、下前地区というのは皆さんご存じのように

非常に坂が多く、また旧道のほうは非常に狭い道ばかりでありますので、何か聞くところによりますと、県と町で区域が分かれています。その分かれていますことにおいて、一斉除雪とか排雪がなかなかスムーズにっていないのではないかと伺っております。そうすることによって、緊急車両、消防車とか救急車の乗り入れが厳しいような、夏場であっても厳しいような状況下のところで、しっかり雪対策を行わなければ、あそこは大変なところだと思いますので、そこいら辺についてどのように連携しているのか、まずお伺いいたします。

答弁によって再質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員より、ただいま町民の生活に密着した関連の質問、細かく言うと4点、大きく言うと3点頂戴したというふうに認識をさせていただきますが、その質問のうち、福祉行政について、いわゆる独り暮らし老人、孤立化の問題について、町がどういうふうに対応していくように考えているのかについて私のほうからお答えをさせていただきます、交通安全、除雪等については副町長及び担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

当町の高齢者単独世帯につきましては、国勢調査では平成17年から平成27年までの10年間で432世帯から669世帯と、237世帯、約1.5倍に増加をさせていただきます。議員ご指摘のとおりであります。今後公表されていく令和2年調査の国勢調査の結果でも、増加傾向にあるものと推測をさせていただきます。

単独世帯となっていく主な要因としては、ご存じのとおり核家族化により子供が独立した後夫婦だけになり、これによって高齢化が加わっていくわけでございますけれども、どちらかが亡くなるともうひと方が福祉施設に入るということで単独になっていくケース、または離婚、それから経済的事情などで、やむを得ず単独となるケースというふうには様々あるわけでございますが、独りで亡くられる方、孤独死になるわけですが、こういうことが発生し、社会問題と認識されるようになった背景には、これは大きく社会や地域において、他者との関わ

りを持たない孤立の状態が増えているということが考えられるのではないかなと思っております。

当町におきましても、本人が地域との関わりを持つことに抵抗感を感じるなどの理由から孤立に至り、高齢者の孤独死につながっていると考えられるケースが散発してございます。単独世帯であっても、孤立していなければ、亡くなられてから長期間発見されないといった事案は減らせるものというふうに思っております。

そこで、町としては、孤立を防ぐための対策として、地域コミュニティづくりが必要であると、これが一番だろうなというふうに考えているわけであります。人口減少、少子高齢化、ここはなかなか止めようにも止められないわけですが、地域住民同士のコミュニティが希薄化していると、このことは解決できるのではないかなと思っております。

まず、今定例会に予算計上させていただいております兼任集落支援員を各地域に配置し、地域内の各世帯を訪問して、それぞれのご事情を聞き取りをさせていただき、そういう調査を実施することで、地域住民同士や各種関係機関とのコミュニケーションの度合いも把握することが可能になるのではないかなと考えてございます。

また、住民自らが地域の実情や課題を把握、共有し、地域に関わり合うことで、見守り活動やコミュニティへの参加を促すなど、地域全体で支え合う地域づくりを町を挙げて全力でサポートしてまいりたいと考えております。これには、先般から実施しております下前地域、折戸地域での集落支援員の活動というのが大いに参考になるのかなと考えてございます。

また、地域の高齢者が集う場所、居場所を設け、孤立しがちな高齢者など、近隣住民が気軽に集まれる拠点づくりとして、現在建設を進めてございます（仮称）中泊町総合福祉健康センター、こちらのほうをフルに活用することで、子供から大人、高齢者まで世代間を超えた交流の場としてこのセンターを位置づけることで、全ての世代の居場所づくりというものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上の取り組みを、これまで実施してきた地域の見守り活動などに加え、高齢者単独世帯でも安心して暮らせるまちづくりをしていきた

いというふうに考えてございます。

私からは以上でございませう。

○議長（川山光則君） 横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 私からは、荒関議員ご質問の防災対策の中の下前地区の雪対策についてお答えいたします。

下前地区の道路は、県が管理する県道権現崎線と町が管理する町道が存在しております。町道は町で、県道は県で、それぞれ除排雪作業を行っております。

下町地区の昨年度の県道と町道の除雪作業の出動回数は、ほぼ変わりませう。ただ、道路の拡幅を含めた排雪作業は、県が3回、町が5回行っております。また、昨年度は県内で大雪のため、排雪用の大型ダンプの需要が急増しまして、その大型ダンプをすぐ手配することが難しくなしまして、県道の排雪作業が遅れてしまうことがあったと業者のほうからお聞きしております。

町道に関しても、降雪が続いたことにより、排雪が後回しになり、道路の拡幅が遅れてしまう状況が全体的に見受けられました。

今まで県道、国道の除排雪に関しましては、これまでも必要に応じて県の除雪担当者に除雪、排雪作業の要請を行ってきております。また、昨年度から、県より町内の国道、県道の排雪の計画や実施状況について情報提供をしていただいております。さらに、今年度からは、降雪状態に応じて道路のパトロールを強化し、町からも国道、県道の状況等を写真をつけながら県のほうに情報提供するなど、今まで以上に県と連絡を密にし、除排雪作業業務を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、小泊地区の水道水の現状報告については、担当課長のほうから説明させたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 鈴木上下水道課長。

（上下水道課長 鈴木輝文君登壇）

○上下水道課長（鈴木輝文君） 荒関議員ご質問の小泊地域の水道水の現状についてお答えいたします。

小泊地域の水道水は、小泊川水系である冬部川と小泊ダムから取水しており、小泊・下前地区の1, 2 3 5世帯に供給、1世帯当たりの

1日の供給量は約710リットルで、全体の73.3%が冬部川、26.7%が小泊ダムの割合となっております。

夏場の雨不足による渇水対策についてであります。冬部川取水口の下流約70メートル付近に湧き水の存在を確認しており、取水流量の限界域である1時間当たり24立米に達すると、この場所から取水口までポンプアップを行うことで原水を確保しております。緊急時には、中里地域からの給水タンク、給水バックによる搬送対応も可能となっております。

また、併せて住民の皆さんに防災無線で節水のお願いをすることで、十分な水道水の確保ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員ご質問の小泊地区のコンビニやニコットへ買物に行く歩行者の安全対策についてお答えいたします。

荒関議員ご質問の道路は、国道339号だと思っておりますが、当路線は県で管理している道路となっております。当該道路には歩道が設置されておらず、また道路と側溝に段差がある箇所などがあるため、通行車両が多い中、歩行者は狭い路肩を通らざるを得ない状況にあります。

令和2年11月11日開催の地区懇談会において、小泊地区の住民より安全対策の要望が上がっていることから、道路管理者である県に対して安全対策に向けた要望、協議を進めているところでございます。今後も引き続き事業の実施に向けた協議及び要望をしまいたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 1番目の福祉行政について、本当に悲しいことが起きているのです。ですから、それは前にも1回この議場の場で申し述べさせていただいたのですけれども、何かしら地域コミュニティーが薄れてきているのではないかと。それに向けて、町は今集落支援員兼任制度ですか、何か今回の議題に出ておりますけれども、そこら辺一応詳しく説明いただければと。また、町長答弁の中で集う場所、これは

本当に必要だと思えます。ですから、地域コミュニティーの確立と、あと今までいろいろ見守り隊とか相談員制度とかで社協さんのほうにお願いしてずっとやってきた経緯があるのですけれども、そこいら辺で何か問題点があったのか、またなくて、本来であればそういう場に出ていける人はまだいいのですけれども、そういう場所があることも知らない、出ていけない、そういう人にどういう形で手を差し伸べればいいのか、そういうことまできめ細かくやらないと、孤独、孤立の問題はなかなか奥が深いので、きめ細かい対応をお願いしたいと思えます。

あと、2番目の国道339号のことなのですけれども、地域住民からの要望があって、これは県管理だから県に要望しているというところまでは答弁いただきました。では、その後要望活動だけをずっと続けていくのか、また県管理だから、要望があっても町はなかなか手を差し伸べられないのか。町民は、県民であり国民であります。だから、我々町村が基礎自治体と言われているのです。だから、基礎自治体がきめ細かく動かなければ、何も問題は解決していかないと思えますので、そこいら辺、詳しくもう一度答弁願いたいと思えます。

あと、下前の雪対策、本当にあそこは狭い場所で、雪対策の中であえて取り上げたのは、県と町がこれからきめ細かく連携を取りながら除雪、排雪作業を行うという答弁いただきましたので、ここはぜひそのようにやってもらいたいと思えます。この問題は、この後秋元議員も雪対策については質問しておりますので、ここはそれぐらいにしておきたいと思えます。

水道事業であります。これは、抜本的に何かしら問題があって、いつも節水の放送かかっているのかなと。では、節水してもらうにはどういう決まり事があって節水を町民の皆さんにお願いしているのか、そこいら辺をもう一度詳しくご答弁願えればと思えます。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 再質問を色々いただいたうち、まず独り暮らしの問題、それから県管理道路の問題、雪の話は取りあえずあれですので、水道の抜本的なものについて、私の今理解している範囲の中で私のほうからお答えし、さらに細かい部分補足があれば担当課長のほうからお答えをしたいと思えます。

まず、独り暮らしのお年寄りで、様々な情報をキャッチできない方がおられたのではないかと、そういう場合どうするのだというお尋ねかと思いますが、以前この場でもお答えしたとおり、本当に悲しい出来事だったわけですが、様々事情をお聞きしていると、自らが結局社会との関係を拒んでいた方々、要するに行政連絡員の訪問も、保健協力員の訪問も、民生委員の訪問も拒絶していた方々、何とか出てきてもらう方法がないものかなと思っておったのですが、そこにはやはり地域の自治会、町内会の組織の力、地域力が必要なのだろうなということで、各自治会に自主防災も含めたつながりをもう一度つくっていかうということで今考えているのが兼任集約支援員、もう一回地域の自治会にまとまっていただこうと。

これは、何も老人の問題だけではなくて、地域の環境、ごみの問題だとか、様々な部分があります。それから、皆さんご心配の、いわゆる集会所、公民館の運営等の問題もあります。こういう部分も含めて、これから先人口減少社会における地域の在り方というものを考えたときに、どうしてもこの地域の地域力をもう一度再構成し直す必要がある、地縁、血縁の力をもう一度呼び戻していく必要があるのだろうなということで、今こういう取組をさせていただいているというところでありまして。何とかこれで今の問題を解決できればなと思っております。

道路の問題、国管理の道路、県管理の道路あるわけでありまして。それぞれの管理者が違う道路。だからといって、我々はただお願いするだけで済むのかというと、そこは自治体とすればそこまでしかできないのしょうけれども、それを超えてやるのが我々政治をやっている人間の仕事なのだろうなと思っております。県のほうにもこの必要性というものを、十分私自身からも訴えかけながら、地域での懇談会もありますので、そういう場でも働きかけながら進めていきたいなと思っております。今の地域整備部長も、一緒に仕事をしたことある仲間だものですから、特別話はしているのですが、向こうも事情を分かってすぐ見に来てくれたのですが、ニコットのところを。私は小泊村時代をよく存じ上げなかったのですが、恐らく低かった道路部分をかさ上げして、側溝部分だけが残されてしまったのではないかと。だから、側溝の部分が低くなって、道路が高くなっている。それ途中からなので

すよね。ニコットから下がって行って、畑の横の辺りの部分から段差が出ている。そこが結局歩道も使えないような状況になっているものですから、県もその事情よく分かっているようでございます。だから、私とすれば、できるだけ早くやってもらえるのではないかなという期待を持っております。

水道です。ここ2、3年、7月の後半から8月の頭、雨が降らないわけです。秋田までとか、本県でも日本海側、鱒ヶ沢とか、あの辺までは雨がよく、逆に問題になるくらい降るのですが、我々のほうにあまり雨が来なくて、よって小泊のダムと川に頼っている飲料水が、その雨の具合によって不足をしていく。

ただ、今年でもダムのほうの水量はそこそこあったのです。冬部川のほうもちゃんと、越水するくらいあったので、よかったのですが、ちょうどお盆前に帰省の方々が増えて、例年どおり使用水量が増えたときにちょっと心配だということで節水をお願いしていたということで、2年前は町のほうから1トンの給水タンクに水を詰めて運ぶ寸前までいったのですが、結局8月10日の雨で何とかなると。今回も8月上旬、結構厳しかったのですが、雨がその後降ってくれたので、ちょっとした雨で何とかなると。このことがずっと続くようになれば、井戸による水源確保とか考えなければいけないのですが、ちょっと前から井戸による水源の確保も検討していたのですが、なかなか小泊地域で井戸を掘って水出るようなところがないというふうな今までのデータで聞いておったものですから、何とかしのいでいきたいというのが私の水に対する今の考え方でございます。

もし担当課長のほうから何かあったらあれですけども、私のほうからは以上で終わらせていただきます。

○議長（川山光則君） 福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 福祉課から、今までの見守り活動についてお答えします。

まず、町社会福祉協議会に委託している地域の見守り活動推進事業ですが、老人クラブを活用するなどして月1回程度の訪問や買物、散歩中の声かけ、夜間電灯等で安否確認を行っております。郵便局や新聞社など民間7事業者と見守り活動の参加への協定を締結、さらに行政連絡員、地域で福祉保健活動を行う民生委員、児童委員、保健協力

員へも協力を依頼し、幅広く高齢者の見守り活動に取り組んでまいりました。

昨年度の実績といたしますか、昨年度の状況といたしましては、民生委員から2件、生協・コープから1件、水道課から1件、介護サービス事業者から3件などの通報に対して、関連する社協や包括支援センター、福祉事業者とも併せて自宅訪問し、安否確認等を行いました。

今後に関してですが、社協や活動に協力してくださっている事業者と連携を強化するとともに、見守りが必要な高齢者の方の洗い出しを行い、この方たちを対象者として登録し、他者とのつながりを拒否されている方へは継続的にアプローチしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 再々までは、質問ではありません。最後は要望になります。

今までも本当に高齢者問題は、いろんな意味で手当てしてきていると思うのです。であっても孤立化していくのをなかなか防げないというのは、いろんな問題が多々あると思うのです。でも、当然実態調査もこれからもしていかなければならないし、そして地域コミュニティー、本当にこれが完全に崩壊してしまうと行政がもっとあっぴあっぴしますので、何とか地域コミュニティーの支援制度、これをうまく利用しながら地域コミュニティーの再構築、そしてお年寄りだけではありません。このコロナ禍の中では、孤立していく原因はいろんな若者にもあると思いますので、今回は高齢者の問題を取り上げましたけれども、この孤立、孤独というのは決して高齢者だけの問題ではなくて、結構若い人方もいろんな悩みをお持ちだと思いますので、何とか「助けてけろじゃ」というような気軽に声がけができるような行政であってほしいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

4番、秋元議員の質問を許可します。

秋元議員。

(4 番 秋元 隆君登壇)

○ 4 番 (秋元 隆君) ただいま議長より登壇を許可されたので、通告書に基づき質問いたします。

今年 7 月、静岡県熱海市で集中豪雨による土石流事故、むつ市で起こった橋の崩落事故など、地球温暖化による異常気象が懸念される今日この頃であります。

当町でも例外でなく、昨年末から正月には非常に強い寒波が到来し、水道管の凍結、地吹雪による交通障害が起きました。私にも、町民からは除雪等に対する苦情が寄せられ、そのたびに克雪センター等へ何度となく電話したことが思い出されます。自然が相手なので、今年度はどのような寒波が来るか分かりませんが、最低昨年同様の寒波が来た場合の対策をお願いするものです。

そこで、昨年の豪雪、地吹雪に対応した除雪体制を今年度はどのようにするのかお伺いするものです。昨年と同様なのか、どこか工夫をし、改善する予定なのかお知らせ願います。

参考までに、具体的に私の行動範囲の中ですけれども、武田地区から役場へ行く場合など、雪の状況を見ながら芦野、富野地区、豊岡地区、ピュア前を通り、役場までの間、幾つかの難関箇所があります。豊岡集落の鳥谷川沿いの吹きだまり、八幡団地前の吹きだまり、信号を左折し、北栄運輸前のバイパス道路、そしてパルナス前の信号のある交差点、時と場合によりホワイトアウト、吹きだまりなど非常に厳しい状況になります。この対応としては、さっき町長もおっしゃっていましたが、除雪パトロールを強化し、除雪回数を増やすことによる吹きだまりの解消に努める以外手だてがないのではと思います。

ただ、この場合においても課題があります。道路管理が違うわけです。道路の業者が違う場合、それぞれの業者と連絡を取らないといけない状況だと思います。一般町民は、その区分がなかなか理解できないのではないかと思います。これを解消する総合窓口を設けて対応することはできないのでしょうか。

昨年であれば、どこどこで車が埋まって動けないと克雪センターへ連絡すれば、そこは誰々さんに連絡してくださいと言われます。埋まって、車で待っている人はどうでしょうか。中には電話しても出ない

業者の方もいます。どうすれば解消できますか。

また、竹田開拓地区の住民からは、除雪についてどうかして欲しくないか、陸の孤島になりかねないと苦情を言われました。

また、町の管理ではないが、昨年開通した車力からパルナス方面に向かう道路、防雪柵のない部分の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 秋元議員の質問に対する答弁を求めます。

藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 秋元議員ご質問の令和3年度除雪計画についてお答えいたします。

議員ご指摘の武田地区からパルナスまでの路線は、国道339号と県道神原中里線となっており、県が管理する道路となっております。

町の対応としては、昨年度、必要に応じて県の除雪担当者や受注者に除排雪作業の要請を行ってまいりました。町は、昨年度は暴風雪による交通障害が多く発生し、住民生活に多大な影響を及ぼしました。このような状況を踏まえて、令和3年1月に中泊町豪雪対策本部設置要綱を策定し、豪雪対策のための体制を整えました。

今年度は、新しく策定した要綱に沿って除排雪事業計画を作成し、設置基準に新たに風雪等により道路交通の確保が困難となった場合を追加して、豪雪対策本部を設置する基準を広げ、雪への対策強化を図ってまいります。

県管理の路線に対しても、県との情報共有を密にし、速やかに除排雪作業を進めてもらえるよう体制を整えてまいりたいと思っております。

パルナスから車力へ向かう道路なのですが、ここに関して今防雪柵が設置されていないところなのですが、ここは地域的な問題で盛土に柵をつけるのはなかなか難しいというのがありまして、県のほうでは設置を検討していますけれども、ちょっと中で検討させていただきますという回答をいただいております。

総合窓口の設置についてですが、こちらのほうに関しては、窓口の設置についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 今答弁をいただきましたけれども、検討することはいいことだと思います。でも、冬は間もなく来ます。一番困るのは町民です。法律からいけば高いところに防雪柵はできないとかと言われてますけれども、何かしらしてくれないと歩けません。何か方策をお願いするものです。

また、さっき荒関議員も言っていましたけれども、県道と町道のまづ区分はありますけれども、それを一本で何か連絡すれば、全部対応できるような体制づくりをお願いできないかという質問です。ですので、検討してもらえれば、それなりに今年に対応できるのかと期待はしていますけれども、具体的な何か方策はないものかなと、ひとつお願いできれば、よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 町長。

○町長（濱館豊光君） 総合窓口の話なのですが、そもそも総合窓口が必要になる状況というのはおかしいのだと思うのです。要は県道だろうが国道だろうが、役場に電話すれば、役場から県なり国なりにすぐ話しなければいけないのが普通の体制なのではないかなと。要するに総合窓口を設けるとすれば、役場のほうの除雪の担当のほうを受けて、すぐ必要なところに全部連絡すると、そういう体制できているはずなのです。役場の側のほうが県の除雪窓口、要するに管内にある県道、国道の除雪の窓口は全部知っているはずですので、そこはきちっとやるようにいたします。総合窓口云々ではなくても、きちっとやるようにします。

それからもう一つ、道路の雪対策として、吹きだまりができる除雪と、視界がなくなるものについてどうするか、要するに吹雪のときの車の誘導等、ここについて今検討してまして、これは弘前大学さんとLEDの会社と一緒に組んでやっているのですが、風が強いときに起こる地吹雪なものですから、その風の力を利用して電源を確保し、LEDを点灯させることによって、ここが道路の端だよということが分かるような部品を作って道路端に置きたいと。今年試験やれる予定になっておりますので、そちらの方面からも、いわゆる吹雪のときの視認性を高める、道路の誘導をきちっと進めるための対策、除雪と併

せて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 秋元議員、よろしいですか。再々質問お願いします。

○4番（秋元 隆君） 今答弁いただきました。困るのは町民ですので、適切な対応をできるように、今年も何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして秋元議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従ひ質問をさせていただきます。

G I G Aスクール構想についてであります。全ての人間に国際的、技術的革新の扉を、の下、G I G Aスクール構想は2019年12月に文科省から発表されたプロジェクトであります。その中身は、全国の小中学校の児童生徒1人1台の端末環境と高速大容量ネットワークを導入するという国の構想で、さきに述べたとおり2019年12月閣議決定されました。2019年度補正予算案で予算が計上され、当初は2023年度の実現を目指していたが、コロナ禍により2020年度内の実現に前倒しされました。2021年度から本格的にスタートいたしました。

この構想導入のメリットは、1に資料が分かりやすい、2として個別学習が可能、3に協働学習が可能、4として教師の事務処理の軽減化などが挙げられています。一方では、I C Tが日常の隅々まで浸透している現代にどんな力をつけるのか、まだ十分に議論されていないように思われます。

懸念される課題として、教師の研修と働き方への影響、市町村格差、学校間格差、自治体の維持管理予算など課題も多くあります。このような2つの相反する状況を踏まえ、町当局にお尋ねいたします。

町内の小中学校はどの程度進んでいるのか、現状をお聞かせ願ひます。

あわせて、町のG I G Aスクール構想への基本的な考え方並びに目

指す授業像をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員ご質問のG I G Aスクール構想対策について、前段のご質問の部分は教育課長のほうから、後段について私のほうから回答させていただきます。

塚本議員ご質問のG I G Aスクール構想への基本的考え及び目指す授業像についてお答えします。国が提唱するG I G Aスクール構想とは、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備して、これからの未来の社会を生きていく子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想でございます。

また、S o c i e t y 5 . 0時代、A I、人工知能であるとか、I o T、インターネットを通してつながる新たなサービスといったそんな時代、すなわち仮想空間と現実の空間を高度にマッチング、融合させたシステムにより、経済発展と社会的な課題の解決の両立を図り、あくまでも人間が中心のそういった社会で生きていく子供たちにとって、教育におけるI C Tを基盤とした先端技術の活用は必須であると考えてございます。

町としては、G I G Aスクール構想への基本的な考え方として、第2次中泊町長期総合計画に掲げられております施策のうち、児童生徒の学習への関心、意欲、理解を図るために必要なI C T環境の整備や、教職員の学校、学級に関する様々な事務的負担軽減等を図り、児童生徒の指導に専念することができるよう整備を推し進めるなど、ハード、ソフト、指導体制、この三位一体で取り組むこととしております。それによって、社会のニーズや環境の変化に対応した質の高い教育を受けられる持続可能な教育環境づくりを目指すことが町としての基本的な考えでございます。

現在町内全小中学校の普通教室においては、超高速インターネット及びWi-Fiの整備が完了しているところでございますが、建設中のこども小中学校においては校内全館どこでもWi-Fiを利用可能というふうになっております。今後も将来を見据えたI C T環境の整

備を進めていきたいと考えております。

次に、目指す授業像についてお答えします。教育委員会では、基本期、標準期、発展期の3期により授業づくり支援や各種研修、教育用コンテンツの導入などを計画しているところでございます。

まず、1つ目の基本期は、ICT機器を活用した指導力を教職員が身につける時期となっております。通常の授業で、どこの学校でも負担にならず取り組める利活用法を検討いたします。特にICT機器やデジタル教科書の取扱いが苦手な教職員も中におられるわけですが、そういった方々もICT機器を活用した授業づくりができるよう取り組んでまいります。今年の夏休みには、感染症拡大防止のための遠隔授業の実施に備えて、各校2名ずつ代表の方を対象に研修会を開催いたしました。その代表の方が、校内でさらにまた教職員に研修した成果を広めていってほしいと願っているところでございます。

2つ目の標準期は、児童生徒の学習を促進させるための指導力を高める時期となります。日常的にICT機器を利用することにより、児童生徒がより主体的に考える時間を確保し、ICT機器の特徴を効果的に生かした、子供たちが分かった、今日の勉強できた、楽しい、そういった子供を増やす授業展開を目指してまいります。

また、児童生徒が自宅から授業に参加できるような体制づくりを進め、切れ目のない教育環境の整備に努めてまいります。

3つ目の発展期は、児童生徒の思考力等を高める指導力を充実させる時期と考えております。児童生徒の理解度を深めるために、整備されているICT機器を複合的に利活用する等、より工夫された授業展開を推進してまいりたいと思います。

教職員のみならず、児童生徒がより主体的に自分から進んで学習に取り組むため、タブレットPCや書画カメラなどのICT機器を操作しながら、説明であるとかプレゼンテーションを行う等の応用的な発展的な授業展開を目指しております。

今後も全ての児童生徒がICTを活用した、より質の高い教育を享受できる体制を構築するため、機器の整備やコンテンツの導入、教職員の研修などを進め、学びの環境の充実に努めていきたいと考えております。

小中学校における進捗状況及び現状については、先ほどのとおり教

育課長より答弁させていただきます。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

（教育課長 長利香代子君登壇）

○教育課長（長利香代子君） 塚本議員ご質問の町内の小中学校における進捗状況及び現状についてお答えさせていただきます。

令和3年1月、町内の小学校には児童用に341台、教職員用に44台、合計385台を、中学校には生徒用に195台、教職員用に29台、合計224台を、全体として609台のタブレットPCを整備したところでございます。

その利用状況としまして、小学校低学年では生活の授業での活用やタイピングの練習など、小学校高学年や中学校では算数、数学、理科、社会、総合的な学習の時間などで活用しており、授業支援ソフト、ロイロノート・スクールを使用しての授業や発表を行うなど、通常の授業で活用が進んでいるところでございます。

また、夏季休業中には、町内小中学校の教職員を対象に、オンライン授業実施のための研修を2日間にわたって実施し、ICTを教育に活用するためのスキルの充実を図ったところでございます。

家庭での活用についてですが、家庭への持ち帰りを実験的に行い、家庭のネットワークとの接続テストを行うなど、持ち帰り学習を視野に入れながら、現在前向きに取り組んでいるところでございます。

今後は、家庭学習に有効な教育用コンテンツの導入や家庭におけるネットワーク環境整備への補助などを行いながら、家庭での活用を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） まだまだ手探り状態で、いろんな問題が出てくると思います。ただいま先生方の研修とかなんとか行っている様子で、そしてまたWi-Fiが小泊地区には配備された。でも、今度家庭に持ち帰らせるということですが、もしかして家庭にWi-Fiがない方はどうなるのでしょうか。そこを1つ。

まだまだ先生方も、活用経験が少ない先生もあるのではないのでしょうか。不安に思っている人もいらっしゃると思うのですが、そこで専

門的な知見を持つ人材育成、その育成が非常に大事だと思うのです。だんだん進んでいるうちに端末に不具合が起きたときに、サポーターが必要だと思うのです。我が町独自のサポーター、例えば町民の中でもICTに得意な人を採用するとか、そして例えば英語助手のALTみたいな、そんな先生のような人材を学校に配置するとか、我が町独自のお考えを、町長さん、いかがなものかなとお尋ねしたいのですけれども。

そしてまた、うちに端末を持っていく、そして使うときに、セキュリティー問題があります。子供たちがいろんな操作をしているうちにウイルスが入ったりしないために、セキュリティーのほうもぜひしっかりしていただきたいと思うのですが、そこ2点、よろしく願います。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 本来教育委員会のほうでお答えすればいいのでしょうけれども、多少この関係、私仕事でもやってきて詳しいものですから、お答えをさせていただきたいと思います。

サポートデスク、絶対必要になります。県庁で仕事しておったときに、やっぱり県には情報システム課という組織があって、そこの中に庁内の各職員が使っている端末で不具合があったときに、電話1本かければすぐ飛んできて直してくれるサポートがおりまして、サポートデスクの考え方というのは、今後学校現場においてこういうICTの活用が進んでいくときに必要なのだろうなと。ただ、そのサポートデスクを町独自で持つのがいいのか、広域で対応することのほうがいいのか。今はリモートでもできるのです。端末に入ってきて不具合を直すというのがリモートでもできるので、これは東京でもどこでもリモートで不具合のパソコンを直せるような技術が出てきておりますので、そこについてはどういうやり方がいいのかは今後検討していかなければいけないなと思っております。

それから、家庭でWi-Fiが、いわゆる通信回線が入っていない場合どうするか。それは、先日予算でもお願いしておったのですが、補助制度を設けておりまして、2分の1なのですが、個人財産になるものですから。1割くらいおられる、小学校、中学校の子供さんをお持ちの家庭で、まだ高速通信回線が入っていないところの方が導入する

場合、2分の1の補助を用意しておりましたので、先生のほうからも教えていただければありがたいなと思っております。

それから、セキュリティー対策であります。これは、日本が今デジタル庁をつくって取り組んでいくことになっているのですが、このセキュリティー対策は本当に鬼ごっこみたいなものでして、悪さするやつが新しい技術を発見すると、それをたたきに行つて、そうするとまた別な悪さをするのをつくるということで、俗に言うハッカー集団の方々を逆にセキュリティーの側に取り込むというようなことも今世界では行われているわけございまして、かといって我々役場の中でそういう専門家を雇えるかということ、これはなかなか難しい話でございますので、いわゆる一般的なセキュリティーソフトウェアをうまく活用しながら、外部から端末に対して悪いウイルスが入ってくるのを止めるような、そういう対策は併せて講じていかなければいけないなというふうに考えてございます。

お答えになりましたかどうか、以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員、再々質問ありますか。

○5番（塚本悦子君） 答弁は結構でございます。新しいことに挑戦するということは、必ず困難にぶつかります。今Wi-Fiのない家庭に半分補助すると、とても力強いお言葉でございまして、早速伝えたいなと、そう思っております。

まず、いろんな問題を乗り越えるには、いろんな考えでしょうけれども、今これについては皆さん本当躍起になっているのではないかなと、先生方も本当に躍起になっていると思うのです。その問題を乗り越えて、優れた実践を行っている学校もあります。特に先進自治体として熊本市教育委員会は、教育大綱の基本方針のトップに主体的に考え行動する力を育む教育の推進を掲げ、創造的な実践を引き出しています。この市町村格差、学校格差に後れを取らないために、ぜひ熊本市を参考にしていただきたいなと、このように思っております。

そして、中泊町は他町村より教育が素晴らしいと言われるよう切に希望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

3番、成田議員の質問を許可します。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問したいと思います。

質問に入る前に、特に先月10日、台風9号から変わった温帯低気圧の影響で、風間浦村をはじめとする下北地方及び上北地方を中心に記録的な大雨等になり、これに起因して甚大な被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

さて、質問事項は、改正災害対策基本法に伴う避難指示の発令についてと、中泊町洪水ハザードマップについてであります。

最初の質問として、改正災害対策基本法に伴う避難指示の発令についてであります。近年地球温暖化による気候変動が影響してか、国内においても台風や局所的な大雨、洪水など気象災害が頻発し、とりわけ人命に関わる危険レベルの高い水害が毎年発生しております。

顧みますと、3年前の平成30年6月下旬から7月上旬にかけての平成30年7月豪雨は西日本豪雨とも呼ばれ、西日本を中心に北海道や中部地方を含む広い範囲で梅雨前線が長期にわたって停滞し、しかも同時期に発生した台風7号の影響と相まって未曾有の大雨をもたらし、各地で河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が発生、その結果家屋やインフラ等に激甚な災害をもたらすとともに、死者、行方不明者が200人を超え、被災地では7,000人が不便な避難生活を余儀なくされたことから、平成最悪な水害と言われております。

この西日本豪雨のとき、逃げ遅れが原因で、多くの人的被害を招いたことを教訓として、今年5月20日に改正災害対策基本法が施行されたものであります。かかる改正災害対策基本法のポイントとして、従来の避難情報には避難勧告と避難指示があり、どちらのタイミングで避難を始めればよいか分からないとの声を踏まえ、避難勧告を廃止して避難指示に一本化、そうすることにより避難開始のタイミングが分かりやすく、逃げ遅れを減らすことにつながり、そしてまた防災情報を警戒レベルの危険度の低い順から1から5までの5段階に分類した新たな大雨・洪水警戒レベルに見直しをする内容となっております。

市区町村長が発令する避難情報の主な改定部分として、とりわけ災害発生のおそれがある警戒レベル3は、危険な場所から高齢者等は避

難、次に災害発生のおそれが高い警戒レベル4は、避難指示による危険な場所から全員避難となっております。よって、危険度の最も高い緊急安全確保の警戒レベル5の発令を待たずに、警戒レベル4の発令段階で家族や自分の命を守るため、迅速かつ的確に避難行動に移す必要があります。

そこで、町長は気象災害が予見される場合、中泊町民の人命を守るため、大雨洪水等の状況を判断しつつ、危険な場所からの全員避難の警戒レベル4の避難指示を発令することになるが、しからばどのような基準で発令するのか。仮に明確な基準が定まっていなかったら、どのようなタイミングで避難指示を発令するのか伺います。

次の質問は、中泊町洪水ハザードマップについてであります。中泊町洪水ハザードマップ、いわゆる洪水浸水想定区域図は、水防法の最大限の降雨に伴う洪水により、岩木川と金木川が氾濫した場合と、2000年に1度の大雨に伴う、ため池決壊の場合のシミュレーションの予測に基づき、今年3月に策定されたものであります。

その中で、若宮地区から豊島地区まで9地区は、岩木川流域に集落を形成し、毎年のように全国各地で大きな自然災害が発生する中であって、かかる地域住民は梅雨時期や台風時期には激しい雨や長雨に敏感となり、いつ堤防が決壊、増水し、洪水に至らないかと、日々不安要素を抱えていると思われまます。過去の水害記録によれば、岩木川の洪水は拡散型と言われ、氾濫した際には広範囲にわたって浸水被害が発生、このことから人命の危険や集落の孤立状態が想定されます。

そこで、1級河川である岩木川の堤防の決壊、増水による水害からの未然防止のためには、国、県、関係市町村での岩木川堤防の環境維持保全体制が万全であると思われまますが、中泊町管内における堤防等の整備点検の実施状況はどのようになっているのか伺います。

また、このハザードマップには指定避難所が4か所あり、そこまでの避難経路は矢印で方向づけされているものの、ただいずれの地域からも指定避難所まで比較的遠距離にあることから、避難に要する時間もかかり、避難途中で人命に関わる事態に遭遇することも予想されるが、具体的な避難行動の在り方をどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（川山光則君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 成田議員のほうから、災害対策についての3点ご質問を頂戴したというふうに認識してございます。災害対策基本法の改正された部分と、岩木川を当町は抱えておりますので、その岩木川の対策についての部分を私のほうからご答弁をさせていただき、指定避難所への具体的な避難行動の在り方については担当課長のほうからお話をさせていただきます。

まず、議員のほうからもお話がありましたとおり、全国的に大規模な自然災害が最近多発しておるわけでありまして。我が青森県内においても、せんだって8月9日からの大雨により、七戸町、中野川、むつ市大畑の橋が崩落をしたと、風間浦村で地域住民が孤立をするような部分があったということで、甚大な被害が発生したわけでありまして。被害を受けた皆様方には、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

幸いというか、我が町では、最近あまり大きな災害というのはなかったわけでありまして、今年度も町において今のところは避難情報を発令するような場面というのはないわけでありまして。2年ほど前に土砂災害警戒情報というようなことで、かなり危ないときがあったわけでありまして、幸いにして大きな被害は発生しておらないというふうに認識してございます。

さて、令和3年5月20日に施行されました災害対策基本法の改正に伴いまして、議員ご指摘のように避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたところであります。警戒レベル5段階にて運用することとなったというふうに理解をしてございます。当町におきましても、中泊町避難情報の判断・伝達マニュアルというものを定めてございまして、こちらのほうで警戒レベル5段階での避難情報発令の運用を行っておりますのでございます。

この避難指示の発令基準につきましては、当町を流れる国及び県管理9河川の氾濫危険水位を基準といたしまして、避難指示の発令を検討することとなるわけでありまして、気象状況や河川の水位、今後の見通し等を総合的に判断して発令をすることとしております。ご存じのとおり、河川の災害につきましてはやっぱり時差が若干あって、現

時点で晴れていても、その前に降った雨が川に押し寄せてきて氾濫するというようなこともあるわけですので、常に降水量の状況と河川の水位というものを判断しながら考えていきたいなと思っております。すなわち、河川水位が氾濫危険水位を現時点で下回っていても、パトロール等により堤防等に異常が確認された場合、もしくは河川氾濫のおそれが今後出てくるのではないかというふうな判断の場合には、ちゅうちょなく避難指示などの避難情報を発令していきたいというふうに考えてございます。

岩木川の件につきましては、以前より本当に心配をしております、若宮地区、芦野地区において避難の訓練も実施した経緯もあります。私とすれば、大雨が来るというときには、事前にもう避難いただくということも考えたいなと思っておりますが、今皆様ご存じのとおり、津軽ダムができてから、よっぽどのがない限り岩木川に大量の水が流れ込むということはないだろうなというふうな推測も立っているわけでありまして。そこら辺も総合的に考えながら、町民の命、財産を守るために、早め早めの判断をしていきたいというふうに考えてございます。

そういう判断をする際に必要となるのが、次のハザードマップであります。この洪水ハザードマップについて、今岩木川等でも一定の基準というのは示されているわけでありまして、岩木川の点検、これが大事なわけでありまして。これがどのようになっているのかについて、まずお話をさせていただきたいと思っております。

中泊町管内の岩木川の堤防は、ご存じのとおり国土交通省青森河川国道事務所五所川原出張所が管理をしているわけでありまして、年に1度点検を実施しております。また、パトロールにつきましては、五所川原出張所のほうで毎日実施しているというふうにお聞きをしているところであります。

町内の河川で県が管理している河川は8か所ございます。町が管理している河川は15か所、これは同じ河川でも上流と下流によって管理が分かれていますので、ここは重複しているわけでありまして、県が管理している河川につきましては、5年に1度堤防の点検をしております、中里地域は平成31年度に、小泊地域は今年度実施しているというふうに伺っております。また、定期的なパトロールのほうは、月2回程

度実施しているというふうに伺っております。

町で管理している河川につきましては、半年に1回の定期点検のほか、大雨のときにパトロールを実施しております。雨が降ったときに異常がないかどうか、常にパトロールするようにしております。

私からは以上でございます。残りの部分については、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（川山光則君） 毛内総務課長。

（総務課長 毛内康裕君登壇）

○総務課長（毛内康裕君） 私からは、成田議員ご質問の具体的な避難行動の在り方についてお答えいたします。

岩木川及び金木川の氾濫による災害時には、避難所までの距離が遠いことから、中泊町洪水ハザードマップに記載しているバス避難計画路線に基づき、交通弱者に対応するための、バスによる避難所までの移送を行うこととしております。バスによる避難には時間がかかることを想定し、気象状況や今後の見通しなどを踏まえて、避難完了までの時間を可能な限り確保した上で、町民の皆様が安全に避難できるよう対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 再質問ではありませんが、要望ということで、先ほど町長等々から懇切丁寧な説明をいただきましたけれども、確かに中泊町では大きな自然災害が発生していないということでは認識しているところでございますが、いつどこで発生するかというのはなかなか誰も読み取れない中で、自然災害などの大規模災害の発生のときには想定外であるというふうな言葉を発することがないように、万全を期するようにお願いして質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

続きまして、2番、今議員の質問を許可します。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、中泊町斎場について質問させていただきます。

1つ目として、斎場の耐用年数は平均30年から40年と言われていますが、中里、そして小泊斎場は何年経過しているものか。また、炉は平均15年から20年未満とされています。これらは今どのような状況であり、今後どのくらい維持できる状態なのかお伺いします。

2つ目に、ダイオキシン類等の有害物質の抑制対策が施されている環境に優しい施設になっているものかお伺いします。

3つ目に、中泊町の町民が利用することから、使用料金は非常に安く設定されているわけであり、使用料をいただいたところで維持管理などを考えると、到底賄うことなどできないものと理解できます。そこで、近年の使用件数及び維持管理をしていくための費用の状況はどのようなになっているものかお伺いします。

4つ目に、今は高齢者も多く、斎場の稼働率も多いと考えられますが、これから後々は町の将来を憂慮すべき人口減少へと推移していくわけであります。このことから、広域での利用も視野に入れて考えていくことも必要なことかと思われまます。とにかくこれから担っていく若い世代に負担を押しつけないよう、費用の抑制を図っていくべきであると考えます。これから後の斎場の在り方など、構想していることなどありましたら教えてください。

質問は以上となりますが、斎場は人生最後のお別れの間となることから、故人本人にとっても、遺族にとっても気持ちよくお別れできるような清潔感のある使い勝手のよさを理想とするものと思われまます。広く町民の意見を拾ってもらうためにも、住民との意見交換会など、集まる機会があれば話題に出してもらえればと考えています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 斎場に関して4点ほどご質問を頂戴したというふうを受け止めておりますが、斎場の耐用年数、今中里と小泊2か所あるわけでありまます、この耐用年数や炉のほうの耐用年数、それからダイオキシンの対応、経費の関係、これらについては担当課長のほうからお答えをさせていただくということで、私のほうからは議員ご指摘の4点目、いわゆる斎場に関して今後町はどのようにしていくのかとい

う部分についてお話をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、人口減少の方向にずっと向かっているわけでありまして、25年後、町の人口が4,000人になるというふうに予測がされているわけでありまして、大規模なというか、ドラスチックな考え方の転換が必要なのだろうなというふうに考えております。

町の人口の推移から考えますと、平成28年から令和2年までの5年間の統計でも、毎年270人程度の人口減少が見られております。今後さらに人口の減少が続いていって、今申し上げましたとおり25年後には町の人口がこのままいけば4,000人ちょいくらいになってしまうと。

そういった中で、町が斎場というものをどういうふうに考えていくのかというのは、今から考えておかなければならない重要な課題であるというふうに認識してございますが、古くなるとやはり維持管理にも経費が年々かかっていくわけでありまして。よって、抜本的な対策が必要になってきていると私自身も感じているところであります。

施設の老朽化や人口減少による斎場の利用減少を考慮しながら、今は比較的多く利用されているわけですが、これまただんだん、だんだん減っていくわけでありまして。今後の維持を検討する際には、議員ご指摘のとおり町が単独で維持していくという考え方ではなくて、広域でという考え方が出てくるのだろうなと思っておりますし、町自体も以前は各集落にあったというふうに聞いております、中里斎場1か所、小泊斎場1か所になる前。昨年でしたか、今泉のほうの火葬場の跡地を整理する町内会に対して補助を差上げたということもあるのですが、町内にも何か所かあったようでございます。当然人口減少なり生活の幅が変わっていったときに、広域化というものがやっぱり見えてくるのだろうなと思っております。

今現在の考え方でいきますと、他市町との連携、市浦には市浦の斎場があります、金木には金木の斎場があります。そういうことで、広域化を見据えた考え方が必要になってくるのではないかなと思っております。いろんな分野で広域で対応していかなければいけないのが人口減少社会の行政の在り方というか、地域の在り方になるのだと思うのですが、この斎場、いわゆる人生の終わりである斎場の分野に

おいても、将来的に持続可能なありようというものをつくっていかねければ若い世代につないでいくことができないわけでありまして、そういう意味でも議員ご指摘のとおり経費をあまりかけないで、みんなできちっと使っていけるような形というものを広域の定住自立圏構想の中でも議題にして検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 今議員ご質問の中泊町斎場についてお答えいたします。

建物はどのような状況にあり、今後何年維持していけるものかについてですが、町には中里斎場と小泊斎場の2か所の斎場があります。中里斎場は、昭和54年に建設で、耐用年数は24年となっており、平成21年に一部改修を行っております。火葬炉は、建設時より設備点検を年2回実施しております。小泊斎場は、平成4年に建設しており、耐用年数は40年となっております。火葬炉は、建設時より設備点検を年1回実施しております。建物は、今のところは修繕の必要がなく、火葬炉は定期的に修繕を実施しているので、両斎場とも今後30年以上は使用可能と思っております。

次に、環境に配慮した施設になっているものかについてですが、環境省で示されている環境基準により、中里斎場は平成23年にダイオキシン等を基準値以下に抑える改修工事を実施しております。小泊斎場は、建設当初から環境基準に即した設備となっております。

次に、近年の使用件数と維持管理の状況はどのようなものかについてですが、平成28年から令和2年までの斎場利用は平均で200件、収入は平均で207万円となっております。支出額は、両斎場の維持管理費として、人件費を除いた燃料費、光熱費、消防設備費、斎場設備点検、修繕料などの合計額で年平均520万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） ただいまの答弁で、維持していくにも大変予算が必要

であることも理解できました。

そこで、このまま斎場を維持していくのであれば、中里斎場において道路の狭さなど、どうにもならないことも多々あることと思いますが、利用する方々は車椅子利用者などの高齢者が大変増えています。このことから、椅子とテーブルの必要性を前向きに考えてもらえないものかお伺いします。

○議長（川山光則君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 中里斎場までの道幅についてですが、皆さんもご存じのとおり道幅が狭く、利用者には大変ご迷惑をおかけしております。

椅子とテーブルについてですが、中里斎場の控室は全部和室になっており、ソファを1か所設置しております。今後は、炉前のホールなどでテーブルが利用できるような環境をつくってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川山光則君） 今議員、再々質問ありませんか。

○2番（今 博子君） 以上です。どうもありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時31分

第3回中泊町議会定例会

令和 3年 9月10日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（中泊町税条例等の一部改正について）
- 2 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（中泊町産業振興促進区域における固定資産税の
特別措置に関する条例の制定について）
- 3 議案第48号 令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 4 議案第49号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 5 議案第50号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 6 議案第51号 令和2年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 7 議案第52号 令和2年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 8 議案第53号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 9 議案第54号 令和2年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及
び決算の認定について
- 10 議案第55号 中泊町個人情報保護条例の一部改正について
- 11 議案第56号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- 12 議案第57号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 議案第58号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号につい
て
- 14 議案第59号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算
第2号について
- 15 議案第60号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算

第2号について

- 16 議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について
17 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財
源の充実を求める意見書
18 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 2番 | 今博子君 | 3番 | 成田直人君 |
| 4番 | 秋元隆君 | 5番 | 塚本悦子君 |
| 6番 | 荒関富雄君 | 7番 | 秋田博君 |
| 8番 | 長利司君 | 9番 | 青山雅晴君 |
| 10番 | 沖崎勲君 | 11番 | 野上憲幸君 |
| 12番 | 野上祐一君 | 13番 | 川山光則君 |

○欠席議員（1名）

- 1番 田中洋君

○出席説明員

- | | |
|----------|-------|
| 町長 | 濱舘豊光君 |
| 副町長 | 横野彰吾君 |
| 教育長 | 米塚鈴子君 |
| 代表監査委員 | 外崎良造君 |
| 総務課長 | 毛内康裕君 |
| 財政課長 | 山中哲哉君 |
| 総合戦略課長 | 三上晃瑠君 |
| 税務課長 | 太田光平君 |
| 町民課長 | 三上康栄君 |
| 福祉課長 | 下山貴子君 |
| 環境整備課長 | 藤本雅久君 |
| 農政課長 | 古川幹人君 |
| 水産商工観光課長 | 越野進一君 |
| 小泊支所長 | 藤田康久君 |

教 育 次 長
教 育 課 長
会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

葛 西 成 芳 君
長 利 香代子 君
藤 田 順 悦 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 係
行 政 情 報
総 務 課 係
行 政 情 報

宮 越 裕 子 君
木 村 将 師 君
佐々木 一 哉 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

- 議長（川山光則君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 12 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 18 号

- 議長（川山光則君） 日程第 1、報告第 18 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

- 税務課長（太田光平君） 報告第 18 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和 3 年 7 月 5 日付で専決処分いたしました専決第 16 号は、中泊町税条例等の一部を改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日及び 6 月 12 日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の 1 ページを御覧願います。

上から 5 行目の第 24 条第 2 項につきましては、個人の町民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しにより、条文の整備をしたものであります。

この規定の改正は公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日適用でございます。

同ページの上から 13 行目の第 34 条の 7 第 1 項につきましては、特定公益増進法人等に対する寄付金制度における寄付金範囲の見直しにより、条文の整備をしたものであります。

この規定の改正は公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日適用でございます。

3 ページ目を御覧願います。上から 5 行目の第 36 条の 3 の 3 第 1 項では、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につ

いて、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しにより、
条文の整備をしたものであります。

この規定は公布の日から施行し、令和6年1月1日適用でございます。

次に、附則の改正でございます。同ページの下から12行目の附則
第5条第1項では、個人の町民税の所得割の非課税限度額における国
外居住親族の取扱いの見直しにより、条文の整備をしたものでありま
す。

この規定は公布の日から施行し、令和6年1月1日適用でございます。

同ページの下から1行目の附則第6条では、セルフメディケーション
税制の延長であります。期限を令和9年度まで5年間延長するもの
であります。

この規定等は公布の日から施行し、令和4年1月1日適用ございま
す。

4ページ目を御覧願います。同ページの下から5行目の附則第10
条の2では、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の改正に伴い、
条文の整備をしたものであります。

この規定は公布の日から施行し、令和3年法律第70号の施行の日
からの適用でございます。

以上、報告第18号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明を
申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第18号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第19号

○議長（川山光則君） 日程第2、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和3年7月21日付で専決処分いたしました専決第17号は、中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。

提出議案つづりの7ページを御覧願います。この条例の制定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、条例の制定を要することから専決処分したものであります。

8ページ目を御覧願います。条例第2条では、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業資産を取得した製造業又は旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業について、取得価格要件を資本金の規模に応じて500万円以上から、1,000万円以上、2,000万円以上の3段階に規定しております。

第3条では、課税免除の期間を固定資産税を課すべき最初の年度以降3年間と規定しております。

9ページ目を御覧願います。附則において、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。

以上、報告第19号 中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第19号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第48号から日程第9 議案第54号まで

○議長（川山光則君） 日程第3、議案第48号 令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議案第54号 令和2年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括議題にします。

本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

長利委員長。

○決算特別委員長（長利 司君） 去る9月3日の本会議において、決算特別委員会に付託されました議案第48号から議案第54号までの令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを9月8日と9日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、いずれも異議なく認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（川山光則君） これから議案第48号 令和2年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第54号 令和2年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 新聞等で皆さんご承知のように、今回非常に過激に米の仮渡金が下がったわけで、幸いに当町は自然災害は今年は起きなかったのですが、もうこれは私は経済の激甚災害ではないかと思ってお

りますので、町のほうで昨年度はコロナ対策、あまり米価が下落しなかったということで、盛ってあった予算も執行しなくて過ぎた経緯があるのですけれども、本年度のこの急激な価格の下落に対して、どのようなまずお考えを持っているのか。

また、当町で今すぐできることはどういうことか。また、これから国及び県に当然要望等をしていかなければならないと私は考えておるのですけれども、そこいら辺をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えいたします。

米価下落ということで9月8日の日に全農のほうで令和3年産米の主食用米の概算金の額が提示されてございます。昨年に比べますと約3割の低下ということで、まっしぐら、つがるロマン、両方とも3,400円の減少となってございます。この低下については、議員ご存じのとおり、コロナ禍により外食産業の米の消費低下ということが一番の原因かと思われてございます。

次に、これまでそれを踏まえて町でどのような取組をしてきたかということで、町では令和3年産米については米が下がるよという、そういううわさも耳にしてございましたので、国、県の指導のとおり転作用米、備蓄、飼料用米等々、あるいは転作作物、野菜、花卉等への転作を誘導してきたところでございます。また、その保険として国のナラシ対策と収入保険ということがございますけれども、それも強く加入促進に努めてきたところでございますけれども、個々の農業経営ということでございますので、強く強制的に加入を勧めるということとはできないのが現状でございます。

次に、町として今後どういう取組をしていくかということでございますけれども、今、議員おっしゃったとおり、非常に厳しい額の提示でございましたので、町農家の経営としても、非常に農業経営の根底を揺るがす提示だと町としても捉えてございます。

こうした中で、町でどういうふうな対策を組んでいけばいいのかということですが、過去にも平成26年の年にも低下がありましたけれども、そのときの実情と対策を踏まえ、今後町でできることをしていくのですけれども、その中で他産業、水産業、商業、あらゆる角度

から整合性も取っていかないといけないということでございますので、それを踏まえて今後積極的に内容を精査して取り組んでいくということとしてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 過去に下がった段階のを検証しながらできるだけ、もうすごく農家自体、経営体、いろいろな形があって、それは答弁のとおりなのですけれども、非常に先行きに不安がある中で、辛うじて農業を基幹産業だと思ってやっている農家の方が力を落としているのです。ですから、来年度に向けて、今現在できることをまず早めに情報を公開して、そしてそのナラシ対策、また収入保険、そこいら辺を的確に農家に正しい情報を早めに流していただかないと、これから稲刈りに入るわけなのですけれども、今年は本当に天候に恵まれて、収穫時期も早まっているような状況下にあるのですけれども、もう出ばなをくじかれるような感じで仮渡しの価格を示されたことが、もう農業をやめたほうがいいのではないかとか、そういうまた先行投資という形でいろんな形で投資された方も、これだけ大きな経済的な打撃があると、なかなか先が見通せないのではないかと思いますので、そこいら辺、本当に安心を与えていただけるような情報提供を何とか。

年度内に何が町としてできるのか、もしあったらお知らせ願いたいです。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 先ほども申し上げましたけれども、平成26年の年には種子の一部助成ということでございますけれども、現在、先ほども言ったとおり他産業との整合性あるいは下落の価格との比較等を精査して、早いうちに手を打っていきたいと考えてございます。具体的にはまだ考えてございません。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員、いいですか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 農家を心配して、私は頭がよくないところで、へばやと、1万円になるんだなど。何ぼになるのだから、大体。1万円近くにはなるのではないかと、みんな違うのだけれども。それ1つと。

もう一つ、五所川原でも基地局、今のスマート農業の関係とかでGPSやっているわけですが、おらほでも動いていると。これいつ完成するのか。完成しても後の値段が高くて、ちょっとやばそうだけれども、それ基地局はいつ頃完成するのか。それと米の値段、お願いします。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 私のほうからは、ナラシ対策あるいは収入保険の額とGPSの基地局についてお答えします。

まず、ナラシ対策、収入保険の額については、まだ商系あるいは自主流通の米問屋等々の売買はしていませんので、額については申し上げられませんけれども、割合として、例えば10アール当たり10俵上がったとした場合に、ナラシ対策だと9割までの補填ということでございます。あと収入保険でございませぬけれども、収入保険も8割までは補填するというところでございます。

ただ、この補填内容については、いろんな要件がございませぬので、一概に額というのは出てきませぬので、この場では申し訳ないのですけれども、お伝えできることは、不可能かと思っております。

続いて、GPSの基地局についてでございますけれども、令和3年度で2基を設置するという予定でございます。まず1つは、もう設置してございます。芦野揚水機場の上に1基、現在もう既に設置してございます。もう一基ですけれども、こちらから行くと中里高校から内潟療護園に向かうところの橋のたもと、元機場あったのですけれども、今整備されて、そこの部分に今月末から10月にかけて設置すると、年内に完成してしまうということでございます。

以上です。

○議長（川山光則君） 沖崎議員、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第48号から議案第54号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第54号については、委員長報告のとおり認定するものと決定しました。

◎日程第10 議案第55号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第55号 中泊町個人情報保護条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第55号 中泊町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの29ページを御覧ください。この条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の8ページを御覧ください。第34条第2号中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めております。行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が改正され、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによるものでございます。

また、同項中、「番号法第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めております。一部改正による条項ずれに対応した改正でございます。

本改正条例の公布日は、公布の日からとしております。

以上で、議案第55号 中泊町個人情報保護条例の一部改正についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第56号

○議長(川山光則君) 日程第11、議案第56号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第56号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの31ページを御覧願います。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務については同機構から市区町村に委託することができる旨規定されました。

これに伴い、現在当町において徴収している個人番号カードの再交付に係る手数料については、同機構が徴収することとなり、当該再交付に係る手数料について規定している本条例の一部を改正するものがあります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の9ページを御覧ください。別表第1第26号において、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止し、第27号の項から第

39号の項を1項ずつ繰り上げるものであります。

以上、議案第56号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第57号

○議長（川山光則君） 日程第12、議案第57号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第57号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの33ページを御覧願います。今回の条例改正は、厚生労働省令で定める基準に基づき学童保育の支援員を2名以上配置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の12ページを御覧願います。第3条第3項を削り、第4項を第3項とするものです。改正前の第3条第3項は、利用人数が少数の場合における放課後児童支援員の配置基準について、条件を限定

して1人とすることができると定めたものですが、同項を削り、少数の場合であっても2人以上配置するものです。

なお、本改正は、公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第57号 中泊町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第58号

○議長（川山光則君） 日程第13、議案第58号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第58号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億9,531万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,099万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。9ページを御覧願います。

3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、12節委託料で、総合福祉健康センター建設工事設計・監理委託料を1,743万6,000円減額し、14節工事請負費に、令和3年度分の総合福祉健康センター建設工事費及び外構工事費として、合計8億9,249万6,000円を、第14目財政調整基金費、24節積立金に、3億1,439万9,000円を、10ページを御覧ください。第22目緊急対策費、12節委託料に、コロナウイルス感染症対策による働き方改革の一環として、役場の業務ノウハウ蓄積及び利用のためのチャットボット導入委託料550万円を、町ホームページリニューアル委託料として1,030万3,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、14節工事請負費に、尾別老人憩の家改修工事費として、662万2,000円を計上しております。

11ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費、12節委託料に、集団接種における休日等の接種費及び対象年齢の拡大に伴う新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料として2,961万6,000円を計上しております。

12ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第2項農業費、第2目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金に、水田麦・大豆生産体制強化事業費補助金1,449万円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、13ページを御覧ください。第5目緊急対策費に、観光案内等看板設置工事や、マイナンバーカードの取得者への商品券等の交付などで、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金まで、合計で5,008万9,000円を計上しております。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、14節工事請負費に、町道補修工事費300万円を、第4目橋梁維持費で12節委託料と14節工事請負費の予算組替えを行っております。

第3項河川費、第1目河川維持費、12節委託料に、岩木川堤防除草の委託料として100万円を計上しております。

14ページを御覧ください。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校建設費、17節備品購入費に、こどもり小中学校の学校用・

体育用備品購入費として、合計6,549万7,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。2、歳入。第9款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に、3億5,144万8,000円を計上しております。普通交付税交付額の確定によるものであり、今年度の交付決定額は、令和2年度比9,987万1,000円増の34億144万8,000円であります。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,961万6,000円を計上しております。

第3項国庫委託金、第3目土木費委託金に岩木川堤防除草委託金として100万円を計上しております。

8ページを御覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金に、水田麦・大豆生産体制強化事業費補助金1,448万9,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第2目振興基金繰入金に、こども小中学校建設事業に伴う備品購入の財源として、6,540万円を計上しております。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に、前年度繰越金として5,137万3,000円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、1節臨時財政対策債において、額の確定により520万円減額し、2節総合福祉健康センター建設事業債に8億8,170万円増額し、第4目土木債に、町道整備事業130万円を計上しております。

その他、歳出の関連において、国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上しております。

続きまして、継続費補正及び地方債補正についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。第2表継続費補正、1、変更では、令和3年度から令和4年度まで設定した、総合福祉健康センター建設事業について、総額18億3万9,000円、及び年度を令和3年度から令和5年度までに変更しております。

第3表地方債補正、1、変更では、額の確定により臨時財政対策債の限度額を1億5,480万円に、総合福祉健康センター建設事業及び町道整備事業においては、事業の追加等により限度額をそれぞれ変更しております。

以上で議案第58号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） ちょっと私の勉強不足かもしれませんが、10ページの緊急対策費の中でチャットボット導入とありますけれども、この言葉の意味と事業内容を教えていただければと思います。

○議長（川山光則君） 毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 秋元議員のご質問にお答えします。

チャットボットというのは、一言で言えば、職員の業務に関する質問に対して業務ノウハウを蓄積させたチャットボット、すなわちそのシステムが答えを回答してくれるというものでございます。職員が業務を行うために質問したことに対し、システムが、すなわちチャットボットが回答を提示してくれることによって、その職員も業務を進めていくのに参考になると。そのチャットボットという人工知能の技術を使って、使えば使うほどチャットボットの知能も回答も膨らんでいくと、推論エンジンと呼ばれるものでありますけれども、それを使えば使うことによって適切な回答を提示できるということです。

これに伴って、今コロナ禍においても当町でもテレワークを実証実験段階で行っておりますけれども、家庭にいながら役場の業務を進めるに当たって、分からないことをチャットボットに質問を投げかければ、そのチャットボットがそれに対して回答して業務を進めていけるというシステムでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 秋元議員。

○4番（秋元 隆君） それはパソコン等で質問を入力すれば、その機械が自動で答えてくれるシステム、簡単に言えば。

○議長（川山光則君） 毛内課長。

○総務課長（毛内康裕君）　そうでございます。今パソコンで、電化製品であっても、こういう不具合がありますという投げかけに対して、パソコン上で、これをやってみてください、これをやった結果はどうですかというような問いかけがあって、それに対して会話といえますか、やり取りをしながら答えを導いてくれるというシステムでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君）　秋元議員。

○4番（秋元　隆君）　それは職員専用ということで、我々は入力、入ることはできないシステムでしょうか。

○議長（川山光則君）　毛内課長。

○総務課長（毛内康裕君）　今のところ、職員で使うということを前提にして考えておりました。

○議長（川山光則君）　ほかにありませんか。

野上憲幸議員。

○11番（野上憲幸君）　今いわゆる温泉、総合福祉健康センター、最終的には総額20億円ぐらいの経費がかかるわけですがけれども、それに対しての財源の使い方の在り方、いわゆる地方財政措置の中身でのどういう起債を使うのかと。そしてまた、それに対しての一般財源の持ち方、次代の償還比率、いわゆる交付金算入の比率とかとなれば、実際には一般財源の中身でどのぐらいの中身を持ち出しするものかということのをいまだちゃんと確認していないので、どういうデータの下にやるのかなと思って、今聞いてみているような状況です。

○議長（川山光則君）　財政課長。

○財政課長（山中哲哉君）　野上議員の質問なのでありますがけれども、今総合福祉健康センター、この前の説明会で約20億円という説明がなされたと思います。これに対しては、ほとんどが過疎債を充当して今計画を立てております。ただ、この過疎に該当にならない備品の購入とか、そういうものはまず合併の振興基金を用いてやって、今のところ1億円ぐらいの持ち出しを考えておりますけれども、それに対してもいろいろな財源がないか、それもまだ考えている最中でございます。

それと、あと償還、これに対しては借入れから3年ないし5年据置ききの30年を想定しております。20年にしても1億円、そのうちの

約7割までいかななくても、60何%は普通交付税でまず入るような形になろうと思います。

以上であります。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○11番（野上憲幸君） 大体過疎債を適用しながら、いわゆる交付税算入の中での償還、あと残りは一般財源ということですが、これ事業をやっている最中でもいろいろな、いわゆる事業に対しての優遇措置が出てくる項目もまだいっぱい出てくる可能性があると思うのです。そういうものをできるだけ、町長も明るい方ですし、まだまだひねり出せるにいいものはどこまでもひねり出しながら、いわゆるそういう優遇策を取っていただきたいと思っています。何かそういう見通しとかあるものですか。

○議長（川山光則君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 総合戦略課としまして、現在地方拠点整備事業の補助金が適用になるかどうか、国のほうのヒアリングを受けて、いろいろそのほかの補助事業も対象になるのを探している状況にございます。

以上です。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○11番（野上憲幸君） いわゆる地方の拠点づくり、その事業等が当てはまったとすれば、どのぐらいの優遇措置が取れるものですか。

○議長（川山光則君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 地方拠点整備事業につきましては、秋の補正枠が該当になる可能性があるということで、そうなりますと該当額は最大4億円で、2分の1の補助、最大2億円が考えられるという状況にございます。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これは、民生費か衛生費になるのか、関連なのですが、一般質問の中で今議員が質問された斎場の件についてお伺いしたいと思うのです。

中里の斎場は昭和54年の建設で、小泊は平成4年と、共に30年

以上経過して、それで何か一般質問のときの答弁内容をお伺いしますと、財政状況もおありでしょうから、まだ考えていないような、広域と話し合うとか、そこいら辺、本当にどのようにお考えなのかお伺いしたいのです。何か答弁しづらい。広域の中でどれぐらいまで話し合われているのか。今までも、運動公園の件なんかも、広域の中でどの辺まで話されているのか。広域のことは私たち分かりませんので、何とかご報告いただければと思いますけれども。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議員ご質問の斎場につきましては、まず当課、総合戦略課のほうで、五所川原市のふるさと未来戦略課のほうに、建て替えの際に広域で使用を検討したい旨を申し入れております。

そしてまた、もう一つご質問のございました陸上競技場につきましては、今年度の県知事の重点要望、令和4年度重点要望という名称になるのですけれども、今年の10月に予定しております重点要望の中で、広域で使用する施設については、運動施設については広域で負担する枠組み及び県の支援も受けながら負担する枠組みを検討してほしいということで要望することとしております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 運動公園のほうは、それで要望を上げていって話するというところで理解していますけれども、ではこの斎場はこっちのほうから広域のほうにお話しされたのですか。それとも、広域のまたどちらからもいろんなお話があって、斎場の運営の仕方等を話し合われているのか、そこいら辺説明してもらいたいのですけれども。

○議長（川山光則君） 三上課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 五所川原市を中心としました定住自立圏の圏域での話し合う場がございます。総合戦略課のほうから五所川原市の担当課のほうに申入れいたしまして、その企画担当課長会議で話し合った後、それぞれの例えば当町でいいますと環境整備課とか、そういう担当部署のほうで実際に詰めていって、それがまた担当課長会議及び首長の会議に上がってくるという流れでございます。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） その流れは分かったのだけれども、ではどこまで話し合われているのかという、どうも今の説明ではぴんとこないのです。流れはそうなのでしょう。では、どこまで流れていたの。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 斎場につきましては、現在五所川原市のふるさと未来戦略課と広域に向けての話合いを始めたいと申入れをした段階でございますので、今後それぞれの自治体、加盟する圏域の自治体の担当部署の話合いのほうに進んでいく流れになります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第59号

○議長（川山光則君） 日程第14、議案第59号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第59号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,142万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、16億5,384万6,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万2,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億4,292万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、10節需用費に、印刷製本費として9万9,000円を計上しております。

第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に、財政調整基金への基金積立金として、8,297万7,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目一般被保険者償還金に、保険税過年度還付金等として、491万1,000円を、第5目保険給付費等交付金償還金に、前年度調整還付金として、258万1,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、8ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として8,917万2,000円を計上しております。令和2年度からの繰越額の確定によるものであります。

第8款諸収入、第3項雑入、第8目雑入、1節雑入に、普通交付金返還金として224万8,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。13ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費、12節委託料に医療廃棄物処理委託料として7万7,000円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費、13節使用料及び賃借料に、睡眠時無呼吸検査装置借上料として5万5,000円を計上しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入を700万円、第3目後期高齢者医療診療報酬収入を184万6,000円、それぞれ減額しております。

第3款県支出金、第1項県補助金、第3目新型コロナウイルスワク

チン接種促進事業補助金として、78万4,000円を計上しております。

第6款諸収入、第1項雑入、第1目雑入に新型コロナウイルスワクチン接種代金として、819万4,000円を計上しております。

以上、議案第59号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 歳出についてお伺いいたします。

13ページの医業費物件の貸借料なのですが、これ1日とか1年とか、期限はいつからいつまでのあれなのでしょうか。

○議長（川山光則君） 三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） これは、睡眠時無呼吸検査装置の借上料は、1年の契約でございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第60号

○議長（川山光則君） 日程第15、議案第60号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第60号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,819万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,143万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出。8ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に介護給付費準備基金積立金2,223万6,000円を計上いたしております。

第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金、22節償還金、利子及び割引料に令和2年度国庫支出金の確定に伴う返還金524万2,000円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。恐れ入りますが、6ページへお戻りください。2、歳入。歳入は、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に、過年度分負担金461万4,000円を計上し、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に、過年度分負担金272万4,000円を計上いたしております。いずれも令和2年度の負担金交付額の確定によるものです。

第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金を1,429万5,000円減額し、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に、前年度繰越金3,443万5,000円を計上いたしております。令和2年度からの繰越額の確定によるものであります。

以上、議案第60号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎発言の訂正

○議長（川山光則君） 町民課長より発言の訂正があるそうですので、お願いします。

○町民課長（三上康栄君） 先ほどの睡眠時無呼吸検査装置の賃借料でございますが、賃借そのものは1台1回賃借するたびに5,500円でありまして、その10回分を想定して予算を計上しております。それは3月までの6か月間の賃借料でございます。改めて訂正いたします。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

◎日程第16 議案第61号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書つづりの35ページを御覧願います。本計画策定について、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、過疎地域に指定された市町村は、地域の持続的発展を図るため、「過疎地域持続的発展計画」を定めることができるとされており、計画を定めることにより、過疎対策事業債等の財政支援を受けることができます。本計画策定について、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、過疎地域に指定された市町村は、地域の持続的発展を図るため、「過疎地域持続的発展計画」を定めることができるとされており、計画を定めることにより、過疎対策事業債等の財政支援を受けることができます。

当町においては、同法により過疎地域に指定されていることから、計画期間を令和3年度から令和7年度の5か年とした「中泊町過疎地域持続的発展計画」を定めるものであります。

本計画は、町の概況や行財政状況、計画の基本方針及び基本目標等を明記する「1 基本的な事項」と、各分野における課題及びその対策等を明記する「2～13 持続的発展のために実施する施策に関する事項」から成り、明記した各事業について効率的かつ効果的に実施し、当町の持続的発展を図っていくこととしております。

本計画に位置付けられた過疎対策事業は65事業、総事業費138億1,600万円となっており、これらの事業については、財政状況を勘案しながら計画的に実施していく予定としております。

以上で、議案第61号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第5号

○議長（川山光則君） 日程第17、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題にします。

お諮りします。本件については、提出の理由にありますように、新型コロナウイルス感染対策や地方創生等の実現とともに、社会保障等への対応のため地方財源の充実を求めるもので、議会運営委員会連名で提出されたものです。本件については説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長（川山光則君） 日程第18、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（川山光則君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これを持ちまして令和3年第3回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時11分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

署名議員 青 山 雅 晴

署名議員 今 博 子